

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案) 新旧対照表
 ○食品、添加物等の規格基準(昭和二十四年厚生省告示第三百七十号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1 (略) 第2 添加物</p> <p style="text-align: center;">A～E (略) F 使用基準</p> <p>(略) 過酸化水素 過酸化水素は、釜揚げしらす及びしらす干しにあってはその1kgにつき0.005g以上残存しないように使用しなければならない。その他の食品にあっては、最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならない。 (略)</p>	<p>第1 (略) 第2 添加物</p> <p style="text-align: center;">A～E (略) F 使用基準</p> <p>(略) 過酸化水素 過酸化水素は、最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならない。 (略)</p>